参考資料３

広島城三の丸整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広島城三の丸整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。

⑴　会議資料に広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号）第７条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちいずれかが含まれる場合

⑵　その他公にすることが不適当と認める場合

２　議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。

（会議開催の周知）

第３条　市民局文化振興課は、審議会を開催するに当たって、審議会の日時、場所等必要事項を記載した審議会の開催案内を作成し、原則として審議会を開催する日の１週間前までに、これを次の方法により審議会を開催する旨の周知を図るものとする。

⑴　市民局文化振興課における備付け

⑵　広島市公文書館における備付け

⑶　広島市ホームページへの掲載

（傍聴人の定員）

第４条　傍聴人の定員は、１０名とする。

（傍聴手続）

第５条　傍聴の申込みの受付は、審議会の当日、審議会開始の３０分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

（傍聴することができない者）

第６条　次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

⑶　はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

⑷　その他円滑な審議会の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

⑵　談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

⑶　飲食又は喫煙しないこと。

⑷　会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。

⑸　写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
⑹　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

（傍聴人の退場）
第８条　傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、審議会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該審議会を中止する等の措置を講ずることができる。

（議事要旨の作成及び閲覧）
第９条　市民局文化振興課は、次に掲げる事項を記載した審議会要旨を速やかに作成するものとする。
⑴　審議会名称
⑵　開催日時
⑶　開催場所
⑷　出席委員氏名
⑸　議題（公開・非公開の別）
⑹　審議会を非公開とした場合は、非公開の理由
⑺　傍聴人の人数
⑻　審議会資料名
⑼　各委員の発言要旨
⑽　その他審議会等が必要と認める事項
２　市民局文化振興課は、作成した審議会要旨の内容を正確にするため、会長の確認を経るものとする。
３　市民局文化振興課は、作成した審議会要旨を、市民局文化振興課及び広島市公文書館の所定の場所に備え付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度３月３１日まで閲覧に供するものとする。

附　則
この要領は、令和４年２月１日から施行する。